

# 福山市立西深津小学校PTA会則

## 第一章 総則

第1条 この会は福山市立西深津小学校PTAという。

第2条 この会の事務局は福山市立西深津小学校内に置く。

第3条 この会は、会員相互が協力して、家庭と学校と社会に児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の研修と親睦を増進することを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するための活動及び方針を次のとおり定める。

### (一) 活動

- 1 会員相互の研修及び親睦を図るための活動
- 2 児童の福祉と校外生活指導に協力する活動
- 3 学校教育を理解し、学校行事の円滑な運営を助長する為の活動
- 4 教育環境の改善と充実を増進する為の活動
- 5 その他目的達成に必要な活動

### (二) 方針

- 1 自主的民主団体として、いかなる団体の干渉も受けない
- 2 児童の教育及び福祉の為に活動する団体及び機関と協力する

## 第二章 組織

第5条 この会は次の者をもって会員とする。

- 1 福山市立西深津小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者
- 2 福山市立西深津小学校に勤務する教職員

## 第三章 機関

第6条 この会に次の機関を置く。

- 1 総会 定期総会・臨時総会・書面総会
- 2 役員会 役員総会・運営委員会・本部役員会
- 3 部会 専門部会・厚生部会・生活安全部会  
学年部会 各学年部会  
学級部会 各学級部会

第7条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、年度始めに会長が招集する。

- 1 会員の三分の一以上の請求があったとき
- 2 役員会が必要と認めたとき
- 3 総会は会員の二分の一以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席にかえることができる

第8条 総会に附議する事項は次のとおりとする。

- 1 活動方針及び予算に関する事項
- 2 経過報告及び決算（監査を含む）に関する事項
- 3 役員承認に関する事項
- 4 会則の改廃に関する事項
- 5 その他重要な事項

第9条 総会の議事運営の円滑を図る為に議長を置く。議長は会員の中よりその都度選出する。

第10条 総会の議決は特別の定めのある外は会員の出席者の過半数の賛意で決し、可否同数のときは議長が決する。

第11条 役員総会は総会に次ぐ決議機関であって、次の者をもって構成し、会長又は本部役員会が必要と認めたとき随時会長が招集する。

会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、監査、専門部長、専門部副部長、学年代表

第12条 役員総会に附議する事項は次のとおりとする。

- 1 活動及び運営の中間報告に関する事項
- 2 活動方針及び予算の更生に関する事項
- 3 細則の改廃に関する事項

第13条 役員総会の運営は総会に準ずる。

第14条 運営役員会はこの会の執行機関であって、原則次の者をもって構成し、会長が必要により随時招集する。

会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、専門部長、学年代表（但し代理出席を認める。）

第15条 運営役員会は執行業務全般について協議決定する他、役員総会附議事項のうち緊急を要する事項について処理する。

第16条 運営役員会の議長は会長があたる。

第17条 運営役員会の議決は出席者の三分の二以上の賛意で決する。

第18条 本部役員会は次の者をもって構成し、会長が必要により随時招集する。

会長、副会長、事務局長、事務局次長

第19条 本部役員会はこの会の基本的な事項について企画・立案するとともに、日常業務執行のうち緊急を要する事項が発生した場合の処理をする。但し、緊急を要する事項については、本部役員が責任をもって対処し、次回の運営役員会において検討する。

第20条 この会に専門的に調査、研究、企画、実践する機関として専門部を設ける。

第21条 各専門部会は各学級、各地域から選出された委員で構成し、部長又は構成員の三分の二以上が必要と認めたときに随時招集する。

第22条 この会に各学年、各学級の活動機関として、各学年部会、各学級部会を設ける。

第23条 1 各学年部会、各学級部会は各学級で選出された委員及び教職員で構成し、学年代表、学級代表又は構成員の三分の一以上が必要と認めたときに随時招集する。

2 学年部会は各学年の学級代表より構成され、会長が必要により随時招集する。議長は副会長があたる。

第24条 この会に各地域の活動機関として地域部会を設ける。

#### 第四章 役員

第26条 この会に次の役員、委員を置く。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 1 会長     | 1 名                          |
| 2 副会長    | 若干名（教職員 1 名）                 |
| 3 事務局長   | 1 名                          |
| 4 事務局次長  | 若干名（教職員 1 名）                 |
| 5 監査     | 2 名                          |
| 6 専門部長   | 2 名                          |
| 7 専門部副部長 | 若干名（教職員 4 名）                 |
| 8 学年代表   | 6 名                          |
| 9 学級代表   | 各学級 1 名                      |
| 10 専門部委員 | 若干名                          |
| 11 会計    | 2 名（教職員 1 名、事務局次長）           |
| 12 顧問    | 若干名（会長経験者であり、非会員の場合は会員に準ずる。） |

第27条 役員委員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を統括し、これを代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代行する。
- 3 事務局長は日常業務全般に亘り掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長に支障があるときはこれを代行する。
- 5 会計は会計業務を担当する。
- 6 監査は年一回以上会計業務を監査する。
- 7 専門部長は担当専門部を代表して業務を執行する。
- 8 専門部副部長は専門部長を補佐し、部長に支障があるときはこれを代行する。
- 9 学年代表は学年を代表して業務を執行する。
- 10 学級代表は学級を代表して業務を執行するとともに、学年代表の代理として学年代表を補佐する。
- 11 専門部委員は専門部長に協力し、業務を執行する。
- 12 会長の指名により選任された顧問は、会長の要請に基づき、会の運営の為の助言をすることができる。

第28条 この会の役員、委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第29条 役員、委員に欠損が生じた場合は補充することができる。但し、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第30条 この会の役員、委員の選出方法は細則で別に定める。

## 第五章 会計

第31条 この会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

第32条 会費は総会において決定する。但し、やむを得ない事由が生じた場合、役員総会の議を経て臨時に徴収することができる。

第33条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第34条 この会の予算は総会において決定する。

第35条 この会の決算は会計監査を附して、総会において承認する。

## 第六章 附則

第36条 この会の改廃は、総会の出席者の三分の二以上の賛意をもって行うことができる。

第37条 この会則の施行について必要な細則は、役員総会の議を経て別に定めることができる。

第38条 この会則は1979年の開校をもって実施する。

1979年5月26日

第23条の2については1997年5月8日より施行する。

第26条の2及び4については1997年5月8日より改正する。

第26条の2、4、11及び12については1998年5月7日より改正する。

第26条の13、第27条の12は1999年5月7日より追加、改正する。

第26条の4及び13は2001年5月10日より改正する。

第6条の3、第25条については、2002年5月9日より削除する。

第7条の3については、2002年5月9日より施行する。

第26条の2については、2005年5月10日より施行する。

第26条については、2024年4月19日より改正する。

第6条の3、第26条の6については2026年4月17日より改正する。

# 福山市立西深津小学校PTA表彰・慶弔規定

第1条 本会の表彰・慶弔はこの規定による。

第2条 表彰は、その年退会する者で、本校PTA活動に積極的かつ精力的に取り組んだ対象者に対して行い、感謝状及び記念品を贈る。

〈対象者〉 PTA本部役員を通算2年以上務め、本校PTA発展に貢献した者

第3条 表彰者及び記念品は運営役員会の議による。

第4条 教職員の離・退任に際しては、三年未満 金 3,000 円以内、三年以上 金 5,000 円以内とし、予算の範囲内で贈ることを基本とする。但し、特別の事情がある場合は運営委員会の議による。

第5条 会員の死亡に際しては、香典として 金 5,000 円を供する。

第6条 教職員の父母（同居又は実父母に限る。）・配偶者・子ども（扶養している場合に限る。）の死亡に際しては、香典として 金 3,000 円を供する。

第7条 会員が不慮の災害（水害・火災）等に遭った場合は、運営委員会の議により見舞金（品）を贈る。

第8条 （1）教職員が長期連続（1ヶ月以上）病気療養した場合は、見舞金として 金 3,000 円を贈る。

（2）児童が長期連続（1ヶ月以上）病気欠席した場合は 金 3,000 円を贈り、死亡した時は香典として 金 5,000 円を贈る。

第9条 必要により会長の任により、慶意・弔意を表す。

第10条 本規定の改廃及び解釈について疑義が生じた場合は、運営役員会の議による。

第11条 本規定は 1992 年度より実施する。

1992 年 5 月 9 日

第2条は 1996 年 5 月 9 日より一部改正する。

第9条は 1997 年 5 月 8 日より実施する。

第10条及び第11条は 1997 年 5 月 8 日より改正する。

第4条は 2002 年 5 月 9 日より改正する。

第2条は 2017 年 1 月 13 日より一部改正し、2017 年度より実施する。

第4条は 2017 年 2 月 6 日より一部改正する。

## 福山市立西深津小学校PTA会計細則

1. この細則により次の経費を支払う。

（1）旅費 （2）儀礼 （3）活動費

2. 会長の承認を得た行事についてのみ支払いを行う。

3. 旅費は実費支給する。

但し、（1）他団体から旅費を支払われた場合、その額を控除する。

（2）日当及び食費は支給しない。

4. 儀礼は、会長が必要と認めた民主団体（老人会・女性会・子供会等）に対し、金 3,000 円とする。

5. 非会員で会員に準ずる者に会費は徴収しない。

6. PTA 役員活動費として、会長に 金 2000 円、他本部役員に 金 1000 円支給するものとする。

1992年5月9日制定

1999年4月19日改定

2017年1月13日改定

2026年4月17日改定

(注) 本細則は、福山市立西深津小学校PTA会則 第五章 に基づき制定する。

## 福山市立西深津小学校PTA役員・委員選出細則

- 1 役員・委員選出細則は、福山市立西深津小学校PTA会則第30条に基づき定める。
- 2 福山市立西深津小学校PTA会則第26条の役員・委員の選出方法は次の通りとする。
  - (1) 次の①から⑥までの役員候補者は原則として2月中旬までに選出する。

① 会長	1名
② 副会長	若干名(教職員1名)
③ 事務局長	1名
④ 事務局次長	若干名(教職員1名)
⑤ 専門部長	2名
⑥ 顧問	若干名
  - (2) 監査2名は、前年度の運営役員の中より互選する。
  - (3) 専門部副部長は、各専門部員の互選又は部長の指名により4月末日までに選出する。
  - (4) 学年代表は、学級代表選出後すみやかに学級代表の中より互選する。
  - (5) 学級代表及び専門部員(生活安全部は除く。)は、新年度第1回参観日までに各学級の会員の互選により選出する。
  - (6) 生活安全部員は、3月末日までに地区部会の実情に応じて各地域で選出する。
  - (7) 会計2名は、副会長又は事務局次長が兼任することがある。
  - (8) 顧問は会長の指名により選出し、非会員の場合会員に準ずる者とする。また、顧問は、会長の要請により会の活動にアドバイスする等の活動ができる。
- 3 本細則2の1により選出された役員候補者は、4月上旬までに互選により各役職に就く。  
なお、教職員より選出される副会長及び事務局次長は、教職員委員の互選により4月中旬までに選出し、事務局に報告する。また、上記①から⑤、監査及び学年代表の役職者は、定期総会において承認を得るものとする。
- 4 (1) 各学年の本部役員選出は各学年代表がその任に当たり、選出後すみやかに事務局に報告する。  
(2) 事務局長は選出事務を行い、新役員のとりのまとめをする。

(注) 細則の改正(P T A会則第37条)は役員総会による。